

証券コード 4434
2020年5月14日

株 主 各 位

東京都新宿区揚場町1番21号
株式会社サーバーワークス
代表取締役社長 大 石 良

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2020年5月28日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区神楽坂2丁目17番
中央ビル地下1階
当社東京オフィスANNE X
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役4名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月28日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。
(2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年5月28日（木曜日）午後7時までに行使してください。
(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.serverworks.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付いたしておりません。

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の内容を掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。また、緊急事態宣言発令に伴い、当初予定の会場が使用できなくなったため会場の座席数が十分確保できず、当日株主の皆様にご来場いただいたとしても、会場内にご入場いただくことができない可能性がございます。当日のご来場はお控えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送およびインターネット（スマートフォンからも可能です。）での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2020年5月28日（木曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

(提供書面)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、長期化する米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題など、海外政治情勢の不安定化が継続していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う東京オリンピック・パラリンピックの開催延期等による内外経済の減速懸念など、依然として先行きは不透明な状況が継続しており、今後の推移を注視していく必要があります。

当社を取り巻く国内ITサービス市場においては、IoT(注1)、AI(注2)などのデジタルトランスフォーメーション(DX)に関連するシステム投資が一層その存在感を強めております。柔軟性と変化対応のスピードが要求される新しいビジネス領域は、パブリッククラウドに支えられた新たなデジタル技術を前提として拡大しており、当該市場は今後も堅調な成長が見込まれます。パブリッククラウド市場をけん引するAmazon Web Services(以下「AWS(注3)」)の全世界売上高(2019年12月期)は前年比+36%の350億ドルに到達し、依然高い成長率を維持しながら順調に市場を拡大しています。

このような状況の中、当社は、クラウド専門インテグレーターとして、AWSを中心としたクラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築・運用、クラウドサービスの機能強化、並びにシェア獲得によるビジネスの拡大に尽力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は6,811,373千円(前期比52.1%増)となりました。営業利益は417,570千円(同24.4%増)となり、経常利益は421,214千円(同25.5%増)となりました。投資有価証券の売却により特別利益37,943千円を計上した結果、当期純利益は333,381千円(同6.5%減)となりました。なお、2019年2月期においては207,053千円の特別利益を計上しております。

なお、当社の事業はクラウド事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。製品・サービス別の業績の概要は以下のとおりであります。

（クラウドインテグレーション）

クラウドインテグレーションは、既存顧客からの追加案件の受注及び大型案件の受注に加え新規顧客の獲得もあったものの、大型の既存顧客対応のためにエンジニアリソースをMSP（注4）サービスへ振り分けたこともあり、やや伸びが鈍化して推移しました。以上の結果、売上高は577,426千円（前期比5.4%減）となりました。

（リセール）

リセールは、既存顧客からの継続的な受注及び大口顧客のAWS利用料の増加に加え、新規顧客の獲得もあって好調に推移しました。また、セキュリティを中心とするサービス・ソフトウェアのライセンス販売、自社サービスの販売も好調に推移しました。以上の結果、売上高は5,390,089千円（同66.9%増）となりました。

（MSP（注4））

MSPは、既存顧客からの継続的な受注及び大型案件の受注増に加え、新規顧客の獲得もあって契約数が順調に増加しました。また、SRE（注5）の浸透により、大型顧客や案件に対しては専任チームを編成して対応にあたるなど、標準対応以上のサービス提供を、MSPの役割として担うことが増えてきており、当社でも体制を整えてまいりました。以上の結果、売上高は784,134千円（同35.3%増）となりました。

（その他）

その他は、特定顧客向けサービスの縮小により、売上高は59,723千円（同4.1%増）となりました。

〔用語解説〕

（注1）IoT: 「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的に行うことを意味します。

（注2）AI: 「Artificial Intelligence」の略称であります。日本では「人工知能」として知られております。従来から概念として広く知られた言葉ですが、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯びはじめています。

（注3）AWS: 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。

- (注4) MSP:「Managed Service Provider」の略称であります。顧客がAWS上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスであります。
- (注5) SRE:「Site Reliability Engineering」の略称であります。Webサイトやシステムの信頼性向上に向けた取り組み(自動化、障害対応、パフォーマンス管理、可用性(システムが停止することなく稼働し続ける能力)担保など)を行い、価値の向上を進める方法論及び役割であります。

② 設備投資の状況

当事業年度において支出した設備投資の総額は95,563千円(無形固定資産を含む)であり、その主な内訳はAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の追加開発費用29,516千円及びオフィス拡張等に伴う設備の取得45,830千円によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2019年3月13日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、2019年3月12日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式の発行に加え、2019年7月19日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株を発行したことにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ440,497千円増加しております。

この結果、当事業年度末において、資本金609,597千円、資本剰余金599,597千円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年2月28日に株式会社モンスター・ラボの株式2,283株を99,995千円で取得しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2017年2月期)	第 19 期 (2018年2月期)	第 20 期 (2019年2月期)	第 21 期 (当事業年度) (2020年2月期)
売 上 高 (千円)	2,294,970	3,066,175	4,477,879	6,811,373
経 常 利 益 (千円)	50,678	38,585	335,635	421,214
当 期 純 利 益 (千円)	203,531	179,249	356,719	333,381
1 株当たり当期純利益 (円)	74.83	65.90	124.22	98.98
総 資 産 (千円)	1,838,908	2,553,426	3,171,914	4,472,152
純 資 産 (千円)	882,849	1,318,207	1,736,665	3,035,107
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	324.57	484.63	582.77	897.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年11月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行い、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第21期の期首から適用しており、第20期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	主要な 事業の内容	当社の 議決権比率	関 係 内 容
株 式 会 社 ス カ イ 3 6 5	98,200千円	MSP	37.31%	MSPの業務委託 役員の兼任2名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、当社の製品・サービス区分の名称を記載しております。

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社スカイ365であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	株式会社スカイ365 当事業年度
流動資産合計	233,550
固定資産合計	2,346
流動負債合計	57,375
固定負債合計	—
純資産合計	178,521
売上高	330,202
税引前当期純利益金額	46,407
当期純利益金額	31,868

(4) 対処すべき課題

当社は、「クラウドで、世界をもっと、はたらきやすく」のビジョンを実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処しながら、企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めてまいります。加えて、社内開発のほか他社との協業・業務提携等により、次なる収益の柱となる新規事業を積極的に開発・育成してまいります。

当社の属するクラウド市場は、複数のクラウドサービスを適材適所に使い分けるハイブリッド／マルチクラウドを利用してビジネスの強化を図るエンタープライズ分野の大規模ユーザーを中心に拡大し、本格的な普及期に入ったと認識しております。「技術の新規性」を訴求し「機能的価値」を提供して成長を実現した初期市場とは異なり、成長市場で持続的な成長を続けるためには環境の変化を見越した事業戦略の立案・実行力と持続的成長を支える経営基盤の強化が課題と認識しております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に対する懸念や企業活動の更なる制約により、今後の企業のITに対する投資動向が極めて不確実かつ不透明であり、当社の今後の事業展開にも影響を及ぼす可能性が懸念されます。当社といたしましては、現時点で入手し得る適正かつ合理的であると判断する一定の条件に基づき事業計画を策定しておりますが、今後の事業環境の推移を注視し、見直しが必要と判断した場合には適時、積極的に開示してまいります。

① クラウドビジネスの強化・拡大

当社はいち早くパブリッククラウド（注１）市場に参入し、AWSにおいてはAPN（注２）プレミアムコンサルティングパートナーの地位を継続して取得し、多数の新規顧客企業を獲得してまいりましたが、今後より一層クラウドの普及が進むことで、非クラウド市場において既存顧客企業を保有する大手企業が相次いで市場参入することが予測されます。成熟市場で成長を持続するためには、既存顧客企業との長期にわたる関係構築と利用量（料）の増加によるストック型ビジネスの強化が課題と認識しております。多数の案件の中から『収益率』『収益規模』『潜在成長性』の三要素を満たす顧客企業に対しては、上流のビジネスコンサルティングから運用負荷の軽減や最適化のためのマネージドサービスの提供まで、一貫したサービス提供を積極的に行ってまいります。

② 優秀な人材の確保・育成

当社が属するクラウド業界は、特に技術者（エンジニア）の人材不足が深刻化しております。当社の提供するサービスは、特に技術者の技術力に依るところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社が成長を持続していくためには、優秀な技術者を安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。

そのため、当社では、リモートワーク・時短勤務制度の導入など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を積極的に推進し、ワークライフバランスの実現を率先的に図ることにより、次世代を担う優秀な人材の獲得に努めてまいります。また同時に、社員の能力開発・向上のための研修、AWS認定資格（注３）取得補助の実施や人事評価制度の継続的改善運用など、従業員の能力を最大限に発揮させる仕組みを確立してまいります。

③ 自社クラウドサービスの機能向上によるMSPの強化

当社のAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」は、顧客企業がクラウド導入パートナーを選定するにあたり当社を選択する、他社ベンダーとの差別化要因となっており、クラウドインテグレーション案件受注率向上に貢献していると認識しています。当社が今後も成長を持続していくためには他社ベンダーとの差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。

また、クラウドコンピューティングの進展によって、企業は複雑化していくシステム開発への迅速な対応と、多岐にわたるシステム運用業務の運用品質・効率改善とコスト削減を同時並行的に高めていく必要に迫られています。これを解決する手段のひとつとしてMSPに注目が集まっています。当社ではAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の提供によって徹底した運用自動化を実現しておりますが、継続的なサービス品質の強化が必要不可欠であると認識しております。

そのため、市場環境や技術動向の変化に俊敏に対応し、顧客ニーズに迅速に対応するための機能強化、またそれが実現可能な開発体制の強化を図ってまいります。

④ 事業展開のグローバル化

当社は日本国内において継続的な事業拡大を図っておりますが、中長期的な視点から展開を見据えたさらなる業容の拡大を図るにあたり、日本国内のみならずアジア太平洋（APAC）、北米市場をにらんだグローバル市場への進出が重要になると考えており、海外マーケットにおける情報収集と当社サービスの認知度向上のための活動を開始しております。

⑤ 事業ポートフォリオの拡大

当社は、クラウド専門インテグレーターとして、クラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築、運用支援サービスを提供しておりますが、AWSがインフラプロバイダーから本格的なアプリケーションスタック（注4）を提供する企業に進化していることに伴い、当社もIaaS（注5）だけでなく、プラットフォームサービス（注6）の拡充を図っていく必要があると考えております。

そのため、ビッグデータ、IoT、AI、HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）（注7）など、将来的に成長が期待される事業分野におけるクラウド導入コンサルティングサービスや導入支援サービス等、提供サービスのポートフォリオを強化していく方針であります。具体的には、AWSが提供するサービスを活用し、サーバーレス開発、仮想デスクトップサービス、ボイスアプリケーションやAIコールセンター等の開発及びコンサルティング・導入支援サービスを開始しております。

⑥ パートナー企業との協業推進

当社は、2013年9月に株式会社テラスカイと資本・業務提携を行い、同社と合併で設立した「株式会社スカイ365」においてMSP（マネージドサービスプロバイダ）における障害監視等の基本的な定型業務を委託しております。

また、2018年7月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と、2020年2月に株式会社モンスター・ラボと資本業務提携を開始しております。株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、当社単独では獲得が困難な金融・公共案件等の大型案件の獲得を、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とは、同社が提供する各種ネットワークサービスと当社クラウドサービスの組み合わせによる市場開拓を、株式会社モンスター・ラボとは、同社が得意とするデジタルプロダクト／アプリケーション領域における補完的協業によるデジタルトランスフォーメーション推進を目的としております。

今後、必要に応じて経営資源とノウハウを補完し合えるパートナーとの協業を図り、常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感を持って的確に対処しながら企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めてまいります。

⑦ AWSとのパートナーエコシステム（注8）構築

当社は、AWSのパートナープログラムであるAWSパートナーネットワーク（APN）に加盟して、国内パブリッククラウド市場において高いシェアを有するAWSと強固なリレーションを構築しております。AWSと「パートナーエコシステム」を構築することでAWSから技術・ビジネス・販売及びマーケティング面におけるさまざまな支援を得ることが可能となり、相互に成長が加速する好循環を目指しております。今後も双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指してまいります。

- （注1）パブリッククラウドとは、ソフトウェア、データベース、サーバー及びストレージ等をインターネットなどのネットワークを通じてサービスの形式で必要に応じて利用する方式のことを意味し、「IaaS」「PaaS」「SaaS」の大きく3つの種別に分類されます。
- （注2）APNとは、AWS Partner Network の略称であります。AWSパートナー企業のビジネス、技術、マーケティング、市場開拓等における活動を支援・促進するためのさまざまなサポートを提供する制度です。AWSの活用を支援する「コンサルティングパートナー」と、AWSを使ったソフトウェア・サービスを提供する「テクノロジーパートナー」の2つに大分されます。APNコンサルティングパートナーは、AWSに関する営業体制を保有し、AWSを活用したシステムインテグレーションやアプリケーション開発能力をAmazon Web Services, Inc.に認定されたパートナーの総称であり、営業・技術力、導入実績、貢献度等に応じて「レジスタード」「スタンダード」「アドバンスド」「プレミアム」の4階層が存在します。最上位のプレミアムコンサルティングパートナーは、APNコンサルティングパートナーの中でも最も優れた実績を残したパートナーとして位置づけられております。
- （注3）AWS認定資格とは、AWS (Amazon Web Services) 上でアプリケーション開発やオペレーションが行えるだけの技術的な専門知識を持っていることを認定する資格であります。
- （注4）アプリケーションスタックとは、AWSのサービス提供範囲が、従来から提供しているインフラ層（インターネット経由でハードウェアやICTインフラをサービスとして提供）にとどまらず、インフラ層と相互運用性のある上層のプラットフォーム層（インターネット経由でOSやミドルウェア等のプラットフォームをサービスとして提供）に至るまで、サービスラインアップを拡充していることを意味しています。
- （注5）IaaS とは、Infrastructure-as-a-Serviceの略称であります。インターネットを経由して、CPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するサービスであります。
- （注6）プラットフォームサービスとは、商品やサービス・情報を集めた「場」を提供することで利用客を増やし、市場での優位性を確立するビジネスモデルであります。
- （注7）HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）とは、大規模で高性能なコンピュータシステムを用いて、膨大な数の計算を必要とする処理を行うことを指します。
- （注8）パートナーエコシステムとは、さまざまなパートナー制度を提供することによって戦略的な事業拡大を図る仕組みであります。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

サ ー ビ ス	事 業 内 容
クラウドインテグレーション	従来のオンプレミス環境で運用されてきたシステムをクラウド環境へ移行する際の移行戦略の策定から、基盤のデザイン、構築・導入支援サービスを提供しています。お客様がクラウドを通じて実現するビジネス目標の設定から、実際の移行作業、クラウド導入後の運用計画に至るまで、クラウドに最適化された設計を行います。
リ セ ー ル	AWSを中心としたクラウドサービスを、当社独自の価値を付加したソリューションとしてお客様にリセールしています。特に、自社で開発したAWS運用の自動化を実現するサービス「Cloud Automator」を付加することにより、AWSのメリットを最大限に引き出すことができることが特長です。
M S P (Managed Service Provider)	AWS上に構築したシステムの性能監視・障害監視、障害が生じた場合の復旧対応や、障害時に迅速な復旧を行うためのバックアップ取得、セキュリティパッチの適用など、24時間365日体制でインフラからミドルウェア層までをカバーする運用代行サービスを提供しています。

(6) 主要な営業所 (2020年2月29日現在)

本 社 (東 京)	東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル2階
東京オフィスANNEX	東京都新宿区神楽坂2丁目17番 B1F
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市北区芝田1丁目14番8号 梅田北プレイス5階
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目2番2号 博多東ハニービル8階
仙 台 オ フ ィ ス	宮城県仙台市青葉区中央2丁目8番13号 大和証券仙台ビル8階

(注) 東京オフィスANNEX、大阪オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスにつきましては支店登記を行っておりません。

(7) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130 (2) 名	38(－)名	35.6歳	2.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ使用人数が38名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴う期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,380,190株（自己株式112株を含む）
 (3) 株主数 1,560名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大石 良	1,454,600株	43.03%
株式会社 テラスカイ	675,800	19.99
株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	130,000	3.85
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	130,000	3.85
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	105,400	3.12
羽柴 孝	96,084	2.84
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（ゴールドマン・サックス証券株式会社）	85,509	2.53
大塩 啓行	80,084	2.37
野村信託銀行株式会社（投信口）	56,000	1.66
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC（株式会社三井住友銀行）	37,800	1.12

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 持株比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3. 当社は、自己株式を112株保有しております。

4. 2019年9月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は5,400,000株、発行済株式の総数は1,690,095株それぞれ増加しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年12月8日	2015年12月8日
新 株 予 約 権 の 数		2,000個	1,970個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 16,000株 (新株予約権 1 個につき 8株)	普通株式 15,760株 (新株予約権 1 個につき 8株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		5 円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個あたり 1,600円 (1 株当たり 200円)	新株予約権 1 個あたり 1,600円 (1 株当たり 200円)
権 利 行 使 期 間		2015年12月25日から 2025年12月24日まで	2017年12月9日から 2025年12月8日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,970個 目的となる株式数 15,760株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—	—

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年2月23日	2018年8月17日
新 株 予 約 権 の 数		1,600個	150個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 12,800株 (新株予約権 1 個につき 8株)	普通株式 1,200株 (新株予約権 1 個につき 8株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 5,800円 (1 株当たり 725円)	新株予約権 1 個当たり 6,000円 (1 株当たり 750円)
権 利 行 使 期 間		2019年2月24日から 2027年2月23日まで	2020年9月1日から 2028年6月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 12,800株 保有者数 2名	—
	社 外 取 締 役	—	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1名

(注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとします。
 - イ. 行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき
- 二. 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。）

- (2) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
 - (3) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
2. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2020年12月7日以降となる場合には、下記の上場日を「2020年12月7日」と読み替えるものとします。
 - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
 - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
 - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
 - (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
3. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。

- (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2022年2月22日以降となる場合には、下記の上場日を「2022年2月22日」と読み替えるものとします。
- イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
4. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
- (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2023年6月29日以降となる場合には、下記の上場日を「2023年6月29日」と読み替えるものとします。
- イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。

- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 石 良	
取 締 役	羽 柴 孝	営業部長、株式会社スカイ365取締役
取 締 役	大 塩 啓 行	シェアードサービス部長、株式会社スカイ365取締役
取 締 役	寺 嶋 一 郎	TERRANET代表 PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長 特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長・事務局長 一般社団法人IIBA日本支部代表理事
常 勤 監 査 役	井 上 幹 也	
監 査 役	鳥 笥 尾 務	
監 査 役	望 月 明 人	株式会社アクリート社外監査役 株式会社グローバルキャスト社外取締役
監 査 役	兵 法 繁 壽	京橋インベストメント株式会社パートナー

- (注) 1. 取締役寺嶋一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役井上幹也氏及び監査役鳥笥尾務氏、監査役兵法繁壽氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役井上幹也氏は、情報通信業における事業活動・経営に関し相当程度の知見を有しております。
4. 監査役鳥笥尾務氏は、長年にわたり経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役兵法繁壽氏は、金融・法務分野に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、社外取締役寺嶋一郎氏及び社外監査役井上幹也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
羽 柴 孝	取締役 営業部長	取締役 営業1部長兼営業2部長	2019年9月1日

8. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
大 塩 啓 行	取締役	取締役 シェアードサービス部長	2020年3月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役寺嶋一郎氏、並びに常勤社外監査役井上幹也氏、社外監査役鳥笥尾務氏、兵法繁壽氏及び監査役望月明人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	66,680千円 (4,342)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	16,800 (13,950)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	83,480 (18,292)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額うち、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額は1,229千円であります。
2. 取締役の報酬等の額は、2016年5月27日開催の第17回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。また別枠で、2019年5月29日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議されております。
3. 監査役の報酬等の額は、2016年5月27日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺嶋一郎氏は、TERRANET代表、PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長、特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長・事務局長及び一般社団法人IIBA日本支部代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役兵法繁壽氏は、京橋インベストメント株式会社 パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 寺 嶋 一 郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 井 上 幹 也	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に事業活動・経営に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。
監査役 鳥 笥 尾 務	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計分野に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。
監査役 兵 法 繁 壽	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に金融・法務分野に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬の額が5,000千円含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
 - (b) コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (c) 取締役及び使用人がコンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。
 - (d) 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
 - (c) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、まず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
 - (b) 当該損失の危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月１回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週１回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
 - (b) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
 - (b) コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令遵守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
 - (b) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
 - (c) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。又、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
 - (a) 重要な機関決定事項
 - (b) 経営状況のうち重要な事項
 - (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (d) 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
 - (e) 重大な法令・定款違反
 - (f) その他、重要事項

- ⑧ 当社監査役へ報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人等は、監査役に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- ⑨ 当社監査役の職務の執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
監査役から職務上必要と認められる費用について請求があるときは、当該費用を負担し又は債務を処理する。なお、監査役は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については法令・定款・規程にしたがって経営会議に授權することで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月に1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

② 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤社外監査役1名及び非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として月に1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。又、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 会計監査人

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人の業務執行社員3名及び監査業務に係る補助者10名で構成されており、金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

④ 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する決議・協議及び諮問機関として設置しております。常勤取締役3名を構成員として、各部長及び常勤監査役が同席し、原則として週に1回の経営会議を開催して、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,004,621	流 動 負 債	1,148,193
現 金 及 び 預 金	1,579,231	買 掛 金	633,819
売 掛 金	953,532	未 払 金	31,396
仕 掛 品	49,179	未 払 費 用	40,247
前 渡 金	383,574	未 払 法 人 税 等	52,135
前 払 費 用	43,499	未 払 消 費 税 等	59,207
預 け 金	1,261	前 受 金	261,787
そ の 他	950	預 り 金	16,807
貸 倒 引 当 金	△ 6,608	賞 与 引 当 金	43,444
固 定 資 産	1,467,531	受 注 損 失 引 当 金	9,349
有 形 固 定 資 産	69,175	固 定 負 債	288,851
建 物	58,349	繰 延 税 金 負 債	274,541
工 具、器 具 及 び 備 品	10,826	資 産 除 去 債 務	14,310
無 形 固 定 資 産	100,491	負 債 合 計	1,437,044
ソ フ ト ウ ェ ア	87,050	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	9,056	株 主 資 本	2,318,236
商 標 権	4,308	資 本 金	609,597
そ の 他	75	資 本 剰 余 金	599,597
投 資 そ の 他 の 資 産	1,297,864	資 本 準 備 金	599,597
投 資 有 価 証 券	1,186,600	利 益 剰 余 金	1,109,941
関 係 会 社 株 式	50,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,109,941
長 期 前 払 費 用	353	繰 越 利 益 剰 余 金	1,109,941
敷 金	58,388	自 己 株 式	△900
そ の 他	2,521	評 価 ・ 換 算 差 額 等	716,858
資 産 合 計	4,472,152	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	716,858
		新 株 予 約 権	12
		純 資 産 合 計	3,035,107
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,472,152

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 3 月 1 日から)
(2020年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,811,373
売 上 原 価	5,725,327
売 上 総 利 益	1,086,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	668,475
営 業 利 益	417,570
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	12
受 取 手 数 料	13,134
そ の 他	260
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	146
為 替 差 損	2,540
株 式 交 付 費	4,735
株 式 公 開 費 用	2,000
そ の 他	341
経 常 利 益	421,214
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37,943
税 引 前 当 期 純 利 益	459,157
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	141,965
法 人 税 等 調 整 額	△16,188
当 期 純 利 益	333,381

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 3 月 1 日から)
(2020年 2 月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	169,100	159,100	159,100	776,560	776,560	－
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	440,497	440,497	440,497			
当 期 純 利 益				333,381	333,381	
自己株式の取得						△ 900
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	440,497	440,497	440,497	333,381	333,381	△ 900
当 期 末 残 高	609,597	599,597	599,597	1,109,941	1,109,941	△ 900

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
当 期 首 残 高	631,892	631,892	12	1,736,665
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				880,995
当 期 純 利 益				333,381
自己株式の取得				△ 900
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	84,965	84,965	－	84,965
当期変動額合計	84,965	84,965	－	1,298,441
当 期 末 残 高	716,858	716,858	12	3,035,107

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年4月14日

株式会社サーバーワークス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 倫哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2019年3月1日から2020年2月29日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価

の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な関連会社については、関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関連会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月15日

株式会社サーバーワークス 監査役会
常勤監査役 井上 幹也 ㊟
(社外監査役)
社外監査役 鳥 笥 尾 務 ㊟
監 査 役 望 月 明 人 ㊟
社外監査役 兵 法 繁 壽 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	お お い し り ょ う 大 石 良 (1973年7月20日)	1996年4月 丸紅株式会社入社 2000年12月 有限会社ウェブ専科（現当社） 代表取締役 2014年5月 株式会社スカイ365取締役 2018年12月 当社代表取締役社長（現任）	1,454,600株
2	は し ば た か し 羽 柴 孝 (1978年3月24日)	2000年4月 ジーエフシー株式会社入社 2006年4月 当社入社 2010年3月 当社営業グループサブリーダー兼 プロダクトマネージャー 2011年10月 当社営業部長 2013年3月 当社AWS事業部長 2013年10月 当社取締役（現任） 2014年9月 当社クラウドインテグレーション本部 長 2015年3月 当社クラウドインテグレーション部長 2017年5月 株式会社スカイ365取締役（現任） 2017年9月 当社営業部長 2018年3月 当社営業1部長 2018年11月 当社営業2部長 2019年3月 当社営業部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社スカイ365取締役	96,084株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

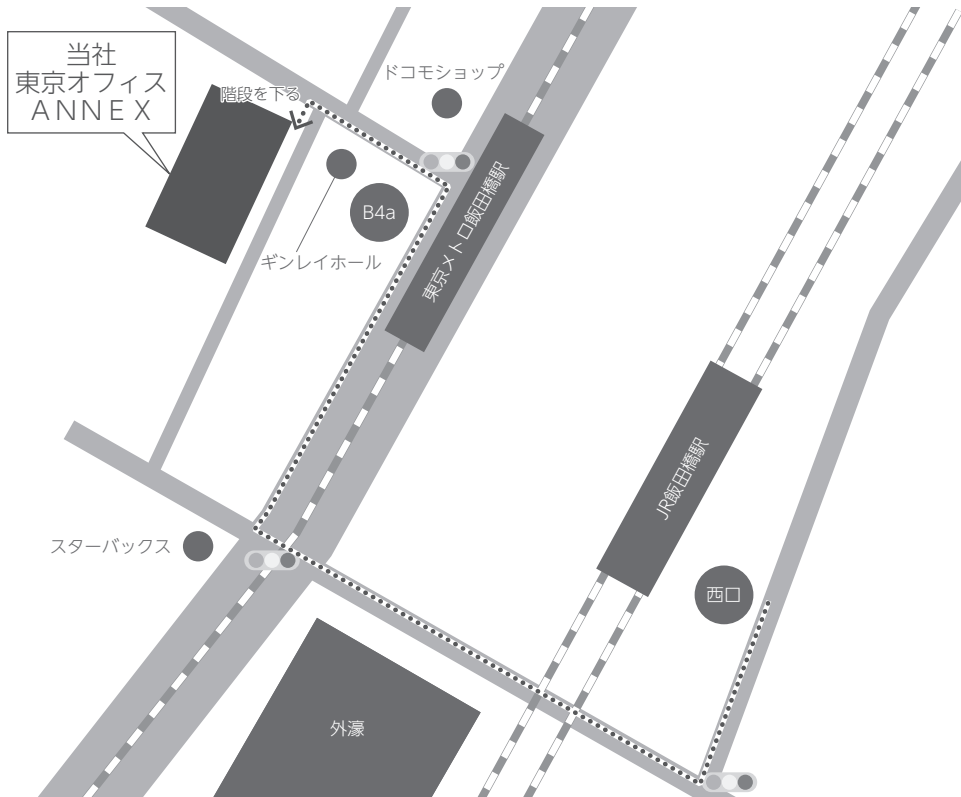
候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	お お し お ひ ろ ゆ き 大 塩 啓 行 (1971年8月4日)	1995年 4 月 丸紅株式会社入社 2001年 2 月 株式会社デジタル・パブリッシング・ジ ャパン（現株式会社セラータムテクノ ロジー）入社 2001年 4 月 DPJ USA, Inc.（現Celartem Inc.） Senior Vice President 2003年10月 有限会社トランスメディア・コミュニケ ーションズ取締役社長 2013年10月 当社入社事業開発部長 2014年 8 月 当社取締役（現任） 2014年 9 月 当社シェアードサービス本部長 2015年 3 月 当社シェアードサービス部長 2017年 5 月 株式会社スカイ 3 6 5 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スカイ 3 6 5 取締役	80,084株
4	て ら じ ま い ち ろ う 寺 嶋 一 郎 (1955年10月13日)	1979年 4 月 積水化学工業株式会社入社 1986年10月 株式会社アイザック（現株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ・セキスイシステム ズ）出向 1992年 4 月 同社取締役 2000年 6 月 積水化学工業株式会社情報システム部 長 2007年 4 月 同社コーポレート情報システムグルー プ長 2017年11月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） TERRANET代表 PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長 特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティ ブ協会副理事長・事務局長 一般社団法人IIBA日本支部代表理事	22株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
特別の利害関係はありません。
3. 寺嶋一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 寺嶋一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、ICT業界における長年の経験、人脈と声望、業界と企業経営に関する深い知見をお持ちであり、当社の取締役会に対して有益な助言をいただくとともに、客観的な立場から当社の経営を監督していただけると判断したからであります。
5. 寺嶋一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヵ月となります。
6. 当社は、寺嶋一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、寺嶋一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区神楽坂2丁目17番
中央ビル地下1階
当社東京オフィスANNE X
TEL 03-5579-8029



交通 東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線／飯田橋駅 B 4 a番出口より徒歩約1分
都営地下鉄 大江戸線／飯田橋駅 B 4 a番出口より徒歩約1分
J R 中央線／飯田橋駅 西口より 徒歩約2分